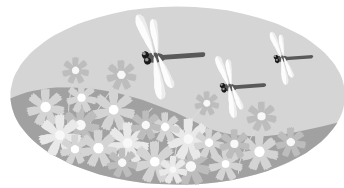


町からののお知らせ



宮下町、春日町、宇津、秋里、豊野、住吉、富丘地区で、町の共聴設備を利用して地上デジタル放送を視聴されている方へ、テレビ北海道(TVh)の送信開始のお知らせ

テレビ北海道(TVh)の興部中継局開局に向け、9月16日から「試験電波」の送信が行われていましたが、10月1日に正式開局となり、町の共聴設備でもテレビ北海道(TVh)の視聴が可能になりました。視聴にはチャンネルの再設定が必要になりますので、テレビの取扱説明書、メーカーサポートセンター、テレビ・チューナーを購入した電気店などでご確認ください。

●問い合わせ先：総務課 情報管理係 TEL82-2131 (内線314)

畜犬取締り及び野犬掃とうの実施について

興部町畜犬取締り及び野犬掃とう条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり畜犬取締り及び野犬掃とうを実施いたします。

1. 実施期間 平成26年10月1日より平成27年3月31日まで
2. 実施区域 興部町全域
3. 実施方法 捕獲等
4. その他

①放し飼いは厳禁です。

犬を飼育している場合は登録・予防注射を実施のうえ、檻にいれるか2メートル以内の丈夫な網・鎖でつないで下さい。放し飼いの犬は、積極的に駆除していきます。

また、他人にとって狂暴に見える放し飼いの犬のために、住民からの苦情が数多く寄せられています。

②犬・猫のフンは必ず始末して下さい。

「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」により、他人へ迷惑をかけない飼い方も飼い主の責務となっております。

条例を守られなかった場合、勧告、措置命令、罰則等が適用されます。

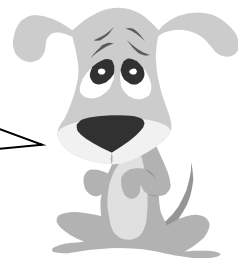
袋を持って散歩をさせるのも飼い主のマナーです。

③マナーを心得てください。

犬のしつこい鳴き声は、もしかしたら各種ストレスによるものかも知れません。他人に迷惑を掛けないように、飼育上のマナーを常に考えましょう。

(住民課住民環境係)

飼い主さん、ボクを
しっかり守ってね!



都市公園の廃止について

昭和51年4月に供用開始しております沙留海運町児童公園について、近年公園利用者が減少し、ほとんど使用されていない現状であります。

興部、沙留地区の公園の集約化を図るなど、総合的に判断し廃止をいたします。

興部町都市公園条例第15条の2の規定により廃止をしたいので、次のとおり公告し都市計画の案の縦覧に供する。

なお、当該都市計画案について、縦覧期間満了の日までに興部町長に意見書を提出することができる。

平成26年10月2日

興部町長 碓 一 寿

1. 廃止する公園名称 沙留海運町児童公園
2. 公園の位置 興部町沙留海運町
3. 都市計画の縦覧場所 興部町役場建設課
4. 縦覧期間 平成26年10月2日から
平成26年10月16日まで
5. 廃止予定日 平成26年10月31日



一日行政相談所の開設

役所の手続きやサービスについてこんなことはありませんか？

- ◆困りごとがあるが、どこに相談してよいかわからない
- ◆役所の説明や事務の取扱いが納得できない
- ◆制度や仕組みがわからない

行政相談は、このような皆さんからの苦情・要望のほか、年金・医療保険・道路・雇用・登記などのご相談をお受けします。お気軽にご相談下さい。

記

- 日 時 平成26年10月21日（火）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 場 所 興部町中央公民館 託児室
- 行政相談委員 山本典子

総務省の行政相談週間
10月20日（月）～26日（日）

チャンネル設定はお済みですか？

TVh興部デジタルテレビ中継局が開局しました

テレビ北海道（TVh）では、興部中継局の整備が完了し、9月16日からの試験電波発射を経て、**10月1日から本放送が開始（TVh開局）**となりました。

これにより、これまで興部地区では受信困難だったTVh放送局の番組が視聴できるようになりました。

■ TVh放送は、沙留地区についてはすでに紋別中継局から視聴できています。

■ 視聴には、テレビ本体のチャンネル再設定が必要となります。
【チャンネル番号：7】

再設定方法については、テレビの取扱説明書、メーカーサポートセンター、テレビ・チューナーを購入した電気店などでご確認ください。

○企画財政課 地域振興係 Tel.82-2131（内線322）

◎お問い合わせ先：テレビ北海道視聴者センター
電話 011-218-1507（平日：9時30分～17時30分）

「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の申請手続きについて

平成26年4月から消費税が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方及び子育て世帯への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として二つの給付金が支給されます。（※受け取ることができるのはどちらか一つの給付金です。）

支給対象者（世帯）と思われる方には、7月上旬頃に申請書等を送付しておりますので、ご確認ください申請がまだお済でない方は期限までに申請をお願いします。

1. 申請期限 **平成26年10月10日（金曜日）まで**
2. 提出書類 ①申請書
②確認書類 ・本人確認書類（健康保険証、運転免許証など）
・指定した口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカードの写し）
3. 申請書提出窓口 ・興部町役場 福祉保健課 社会福祉係
興部町東町（福祉保健総合センター「きらり」内）
・興部町役場 沙留出張所
興部町沙留旭町（沙留公民館内）
4. 給付金に関する問い合わせ先
興部町役場 福祉保健課 社会福祉係
電話：0158-82-4120 または
0158-82-4180
5. その他 子育て世帯臨時給付金の支給対象者で公務員の方は、申請書類が所属庁から配布されますのでご確認ください。



平成26年10月1日で
町内・町民の
交通死亡事故ゼロ2603日
スピードダウンとシートベルトの全席着用



10月の予防接種・健診等日程

1. 10月に実施する健診等事業

事業名	期日	受付時間	会場
乳幼児相談	10月16日(木)	13:30～15:00	福祉保健総合センター「きらり」
1歳6ヶ月児・3歳児健康診査	10月23日(木)	12:30～15:30	福祉保健総合センター「きらり」

※対象となるお子さんのいるご家庭へは、健診日等が近くになりましたらご案内をお送りいたします。

2. 乳幼児の「定期予防接種」に係る実施日・受付方法について

実施日並びに受付方法は下記のとおりとなっておりますので、接種に当たっては計画を立ててお申込みをしてください。

- (1) 実施日 毎週水曜日(全てのワクチンが接種できます。)
*祝祭日は実施いたしません。
- (2) 実施時間 14:30～16:30
- (3) 実施人数 20名程度
- (4) 受付方法 予約制といたしますので、接種希望日の1週間前までに国保病院窓口または電話での予約が必要となります。
- (5) 予約申込先 興部町国民健康保険病院 電話 82-2310

3. 「水痘ワクチン」と「成人用肺炎球菌ワクチン」が平成26年10月より定期予防接種に加わりました。

*水痘ワクチン

(対象年齢の方には接種の準備が整い次第ご案内と予診票を送付いたします。)

- (1) 対象年齢 生後12月(1歳)から生後36月(3歳)に至るまでの間にある方
- (2) 接種回数及び助成額 3月以上の間隔をおいて、合計2回接種(無料)
- (3) 標準的な接種期間 生後12月(1歳)から、生後15月(1歳3か月)に至るまでに初回接種を行い、追加接種は初回接種終了後6月から12月に至るまでの間隔をおいて1回行います。
- (4) 平成26年度に限る経過措置

(平成26年10月1日から平成27年3月31日まで)

生後36月(3歳)から生後60月(5歳)に至るまでの間にある方も定期接種の対象とすることとしています。この場合、生後36月以前に接種されたことがない方は1回接種します。

- (5) その他 既に水痘にかかったことがある方は接種対象外です。また、任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある方は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなします。(経過措置対象者も含む)

☆すでに任意接種として水痘ワクチンを接種した方が定期接種を受ける場合の具体的な例は下記のとおりとなります。

①生後12月以降に3月以上の間隔をおいて2回接種を行っている方 すでに定期接種は終了しているものとみなされ、定期接種の対象とはなりません。
②生後12月以降に1回の接種を行っている方 1回の定期接種を行っているものとみなされます。生後12月から生後36月に至るまでの間にある場合は、過去の接種から3月以上の間隔をおいて1回の接種を行います。生後36月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある場合は、定期接種を終了しているものとみなされ、定期接種の対象とはなりません。
③生後12月以降に2回接種を行っているが、その間隔が3月未満である方 1回の定期接種を行っているものとみなされます。(3月以上の間隔をおいていないため、2回の定期接種を行っているものとはみなされません。)生後12月から生後36月に至るまでの間にある場合は、過去の1回目の接種から3月以上(2回目の接種から27日以上)の間隔をおいて1回の接種を行います。生後36月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある場合は、定期接種を終了しているものとみなされ、定期接種の対象とはなりません。

*成人用肺炎球菌ワクチン

定期予防接種になっても、接種を受ける法律上の義務はなく、ご本人が接種を希望する場合に限り接種を行うものです。

下記の対象年齢の方が対象となりますので、接種を希望される方は、予防効果や副反応などについて、十分に理解したうえで接種をお願いします。

- (1) 対象年齢
- ・65歳以上の方
 - ・60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる、免疫の機能に障害を有する方
- (2) 接種回数及び自己負担額 1回接種 自己負担額 2,000円
但し、生活保護世帯及び町民税非課税世帯の方は自己負担額が免除となりますので、健康推進係にお申し出ください。
- (3) その他 既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は接種対象外となります。

《お問合せ先》 興部町福祉保健総合センター「きらり」

福祉保健課 健康推進係 電話 82-4170

4. 結核検診実施のお知らせ

結核の症状は「かぜ」とよく似ており、「かぜ」と思っている間に結核はどんどん進行しています。町では、次のとおり結核検診を実施いたしますので、受診されますようご案内いたします。

- (1) 対象者 65歳以上の興部町民であればどなたでも受診できます。但し、学校や職場及び病院などで受診された方、肺がん検診を受診された方は対象外となります。
 なお、4月の「生活習慣病一括申し込み」で結核検診の受診希望をされた方には受診票を送付いたします。

- (2) 持参する物 結核検診受診票
 (※申込みされていない方については、受診票がなくても受診できます。)

- (3) 料 金 無 料

- (4) 結果通知 異常があった方には後日通知します。
 (※異常のない方には通知いたしません。)

(5) 日 程 表

期 日	会 場	検診時間
10月7日(火)	富丘福祉の家	9:00 ~ 9:15
	住吉老人寿の家	9:35 ~ 9:50
	豊野集落センター	10:20 ~ 10:35
	秋里集落センター	10:55 ~ 11:10
	宇津集落センター	11:30 ~ 11:45
	沙留公民館	13:30 ~ 15:00
	興部中央公民館	15:30 ~ 17:30

5. 献血にご協力ください

人間の生命を維持するために欠かすことのできない血液は、人工的に造ることや長期間保存することもできません。

輸血に必要な血液をいつでも十分に確保しておくためには、絶えず誰かが献血していかなければならないため、日本赤十字社による献血活動が毎日行われています。

当町においても次の通り移動献血車が運行されます。みなさま一人ひとりの献血への参加が、病気やけがなどで輸血を必要とする患者さんを救いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、献血された方には血液検査結果の個人通知サービスがあり、健康管理に役立ちます。

(1) 期日及び行程

期 日	場 所	時 間
10月23日(木)	網走建設管理部興部出張所前 (旧網走土木現業所)	9:00~ 9:40
	役 場 前	10:10~11:40
	福祉保健総合センター「きらり」前	13:10~13:50
	西部森林室 (旧網走西部森づくりセンター)	14:20~15:00
	沙留漁業協同組合前	15:30~16:10

(敬称略)

(2) 献血対象者の基準

献血の基準	400ml 献血	200ml 献血
年 齢	男性 17歳~69歳※ 女性 18歳~69歳※	16歳~69歳※
※65歳以上の献血については、献血される人の健康を考慮し、60~64歳の間に献血経験がある人に限ります。		
体 重	男女とも 50kg以上	男性 45kg以上 女性 40kg以上
献血間隔	男性は 12週間 女性は 16週間	男女とも 4週間
年間総献血量	200ml 献血と 400ml 献血を合わせて 男性 1,200ml 以内 女性 800ml 以内	

※「輸血の安全性」を確保するために、400ml 献血の基準に該当する方は、是非400ml 献血へのご協力をお願いします。

(3) 献血できない方

- (ア) 特定の病気(心臓病、悪性腫瘍、けいれん性疾患、血液疾患、ぜんそく、脳卒中など)にかかったことのある方
- (イ) 服薬、妊娠中・授乳中、発熱などの方
- (ウ) 出血を伴う歯科治療(歯石除去を含む)をした方
- (エ) 一定期間内に予防接種を受けた方
- (オ) 6カ月以内にピアス、入れずみをいれた方
- (カ) エイズ、肝炎などのウイルス保有者、またはそれと疑われる方
- (キ) 帰国日(入国日)当日から4週間以内の方
- (ク) クロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)の方、またはそれと疑われる方